

### Ⅲ 各種特例の概要等

#### 1 贈与税の配偶者控除の特例

##### (1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

(注) 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

##### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

##### イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

##### ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、31ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

## 2 住宅取得等資金の非課税

### (1) 特例の概要

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

#### ○ 受贈者ごとの非課税限度額（注 1）

##### イ 下記ロ以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注 3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	1,200 万円	700 万円
平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円
平成 33 年 4 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	800 万円	300 万円

##### ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合（注 2）

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注 3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	3,000 万円	2,500 万円
平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 33 年 4 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	1,200 万円	700 万円

(注)1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成 31 年 3 月 31 日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。

#### ○ 住宅取得等資金の非課税（災害に関する税制上の措置）

##### 【住宅取得等資金の非課税の再適用（72ページ参照）】

1 平成 27 年分から平成 29 年分までの贈与税の申告でこの特例の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害<sup>(※)</sup>により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合で、その受贈者が新たに贈与を受けた金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて住宅用の家屋の新築等をするときは、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合であっても、非課税限度額の算定に当たっては、その金額を控除する必要はありません。

※ 「被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ【[www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa_jyoukyou.html)】

2 平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が上記 1 の被災者生活再建支援法の自然災害により滅失をした場合で、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。

(注) 「被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害」以外の災害の場合は、この措置（住宅取得等資金の非課税の再適用）の適用がありませんので、ご注意ください。

- 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。
- この特例の適用を受けるためには、平成 33 年 12 月 31 日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については 67 ページ以降をご参照ください。）。)

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税（4 ページ参照）にあつては特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られます。

### 「省エネ等住宅」<sup>(注1)</sup>

省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類 <sup>(注4)</sup>		証明対象の家屋
A	住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 <sup>(注2)</sup> ④ 増改築等をした住宅用の家屋 <sup>(注3)</sup>
B	建設住宅性能評価書の写し	
C	次の a 及び b の書類	
	a 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し b 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書	
D	次の c 及び d の書類	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
	c 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し d 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書	

- (注) 1 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に住宅性能証明書などの申請があつた場合には、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上相当である住宅用の家屋も対象となります。
- 2 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前 2 年以内又は取得の日以降に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。
- 3 住宅用の家屋の増改築等をした場合に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。
- 4 上記の証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

## (2) 適用要件

### イ 受贈者等の要件

	要 件
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 (注) 配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には該当しませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に該当します。
2	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと。 ○ 災害に関する税制上の措置【住宅取得等資金の非課税の再適用（66 ページ参照）】 平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合で、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
6	贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと。 (※) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。 ○ 災害に関する税制上の措置【取得期限及び居住期限の 1 年延長（72 ページ参照）】 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、上記の要件は、「贈与を受けた年の翌々年 3 月 15 日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと」となります。
7	贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること <sup>(注)</sup> 。 (注) 贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第 2 号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合は対象となります。これらの者の概要については、10 ページをご覧ください。

8	<p>贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。</p> <p>(※) 下記の災害に基因するやむを得ない事情がある場合を除き、贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります(71ページの「適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について」参照)。</p>
	<p>○ 災害に関する税制上の措置</p> <p>【取得期限及び居住期限の1年延長(72ページ参照)】</p> <p>災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、上記の要件は、「贈与を受けた年の翌々年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること」となります。</p> <p>【居住要件の免除(72ページ参照)】</p> <p>新築等をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住できなかったときであっても、この特例の適用を受けることができます。</p>

- (注)1 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- 2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

		要	件																										
1	<p>新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。</p>																												
2	<p>取得した住宅が次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋</p> <p>② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの</p> <p>(注) 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。</p> <p>③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、平成31年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">申請書等</th> <th style="text-align: center;">証明書等</th> <th style="text-align: center;">(参考) 耐震改修を行うことについての申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>都道府県知事等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td>登録住宅性能評価機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td>住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、2 証明書等は、平成31年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、4 申請や証明などの詳細については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。</p>	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等	b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人	c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人		
a	耐震基準適合証明書																												
b	建設住宅性能評価書の写し																												
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																												
	申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先																										
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等																										
b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人																										
c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関																										
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人																										

## B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50㎡以上 240㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。
	a 確認済証の写し
	b 検査済証の写し
	c 増改築等工事証明書（注）
	（注） 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。

- （注）1 「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 3 「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

### ○ 災害に関する税制上の措置【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の取得ができなかった場合には、68ページのAの2の④のうち「平成31年3月15日」とあるのは、「平成32年3月15日」となります。

## ハ 申告の手続

この特例は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

## Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は平成30年中に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同年中に省エネ等住宅（67ページ参照）の取得に係る契約を締結し、居住を開始しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。

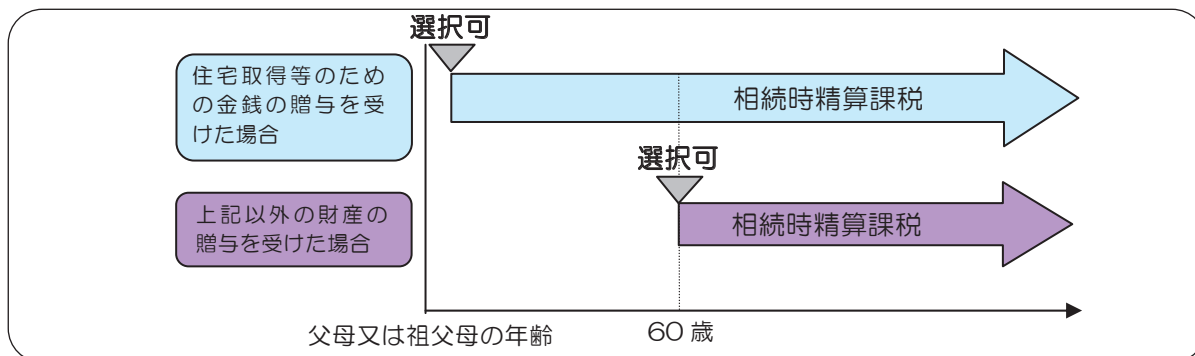
答： 平成30年中に省エネ等住宅の取得に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、受贈者1人について1,200万円が限度となります（66ページの「○ 受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2人）のうち1,200万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

## 3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

### (1) 特例の概要

平成15年1月1日から平成33年12月31日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

### イ 受贈者等の要件

次の要件のいずれかに該当するほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者等の要件」(67、68ページ参照)の2、5、6、7及び8の要件のいずれにも該当する必要があります。

要	件
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人であること。
2	贈与を受けた時に贈与者の孫であること。

○ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(災害に関する税制上の措置)  
一定の場合には、67、68ページの【取得期限及び居住期限の1年延長】又は68ページの【居住要件の免除】の措置の適用を受けることができます。

### ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

#### A 新築又は取得の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」(68ページ参照)の2の要件に該当する必要があります。

要	件
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

#### B 増改築等の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」(69ページ参照)の2及び3の要件に該当する必要があります。

要	件
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

### ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内(6ページ参照)に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

#### Q & A 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成29年中に父(満57歳)から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成29年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成30年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。  
私の平成30年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

### 《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下、この欄においてこれらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 住宅借入金等の年末残高の合計額
  - 2 住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等、（特定）断熱改修工事等を含む増改築等若しくは特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等（以下「住宅の増改築等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額（注2）
- （注）1 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。  
2 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

### 《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成30年分の贈与税の申告をした人で、次の1から3のいずれかに該当する人が、**平成31年12月31日までに**その住宅用の家屋に居住していない場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成32年3月2日（月）まで（下記の災害に関する税制上の措置の適用がある場合には、平成33年3月1日（月）まで）に、平成30年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成30年分の贈与税の申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人の場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが居住していない人
- 2 平成31年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事が完了した状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人
- 3 平成31年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人

#### ○ 災害に関する税制上の措置

##### 【居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、平成31年12月31日までにその住宅用の家屋に居住できなかった場合には、上記の平成31年12月31日の期限は、平成32年12月31日まで延長されます。

##### 【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、取得期限及び居住期限を1年延長し、「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成30年分の贈与税の申告をした場合（67ページ及び68ページ参照）には、上記の平成31年12月31日の期限は、平成32年12月31日まで延長されます。

## 4 震災に係る住宅取得等資金の非課税

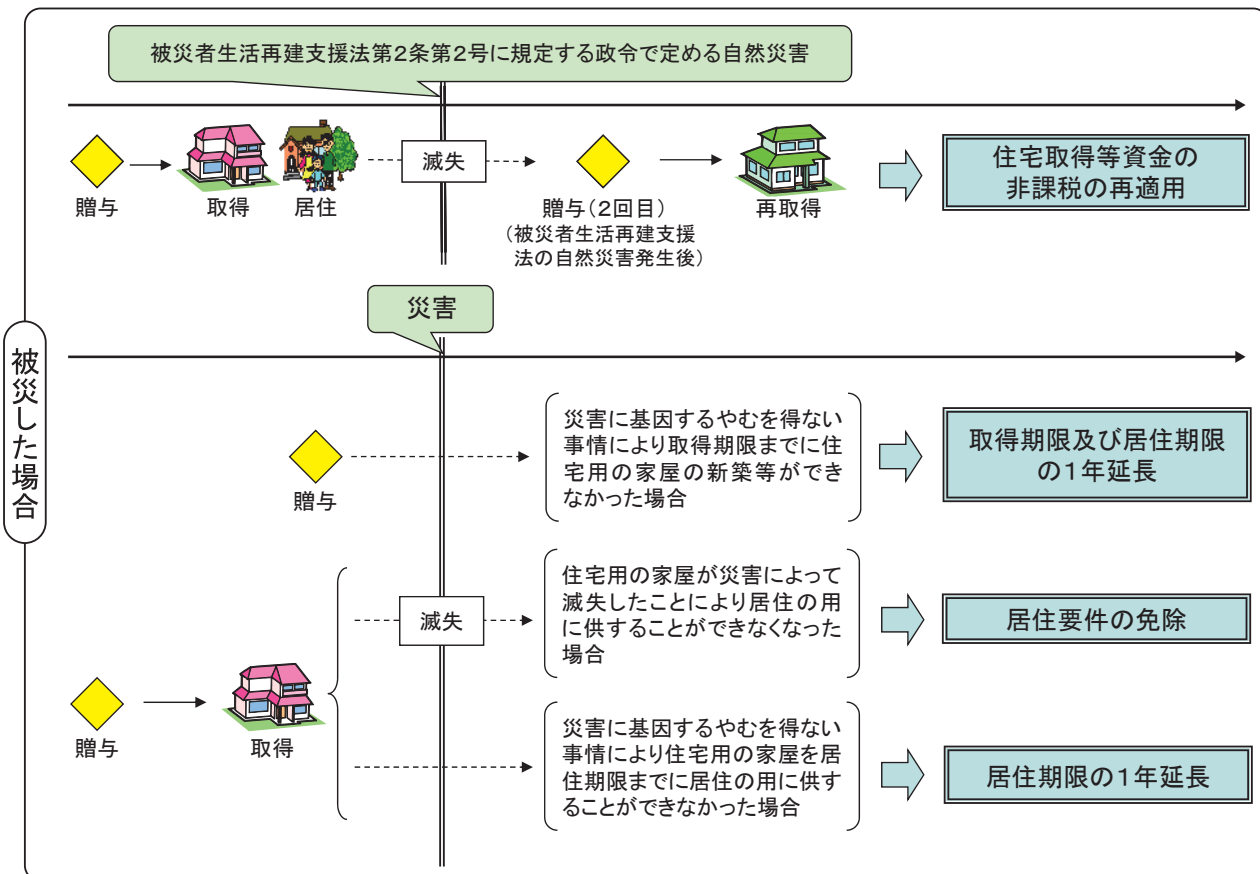
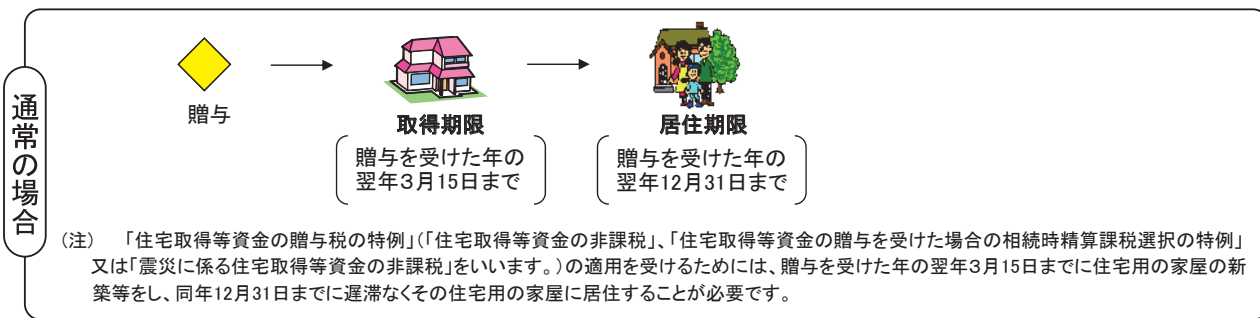
### ○ 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、**平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に**父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（66ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、**その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に**父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

（注）一定の要件及び一定の非課税限度額については、国税庁ホームページに掲載されている「平成30年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」又は「平成30年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」をご覧ください。

- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【[www.kantei.go.jp/saigai](http://www.kantei.go.jp/saigai)】をご覧ください。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）の適用のイメージ図





## 5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下この5において「受贈者」といいます。）が、教育資金(注1)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税抛出资额(注2)から教育資金支出額(注3)（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

(注)1 教育資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

② 学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

※ 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

⑦ 通学定期代、留学のための渡航費などの交通費（平成27年4月以降に支払う一定のものが対象となります。）

2 非課税抛出资额とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

3 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されています「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【[www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



### Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答： 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

(注) 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

## 6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の方に限りま  
す。以下この6において「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（注1）に充てるため、  
金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この6におい  
て「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得  
した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等  
で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円  
までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資  
金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拋出額（注2）から結婚・子  
育て資金支出額（注3）（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を  
控除した残額（以下この6において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により  
取得したこととされます。

その後、受贈者が50歳に達するなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合  
には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額  
も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約が終了した日の属する年に贈与  
があったこととされます。

（注）1 結婚・子育て資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。

- ① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
  - ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠、出産又は育児に要する次のような金銭をいいます。
- ③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用
  - ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用
  - ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2 非課税拋出額とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの  
制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,000万円を限度とします。）をい  
います。

3 結婚・子育て資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を  
証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を  
合計した金額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されています「父母などから結婚・  
子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご  
覧ください。

なお、結婚・子育て資金等の範囲については、内閣府ホームページ  
【[www.cao.go.jp](http://www.cao.go.jp)】（結婚・子育て資金等の範囲に関する情報が掲載されてい  
ます。）をご確認ください。



### Q & A 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用

問： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

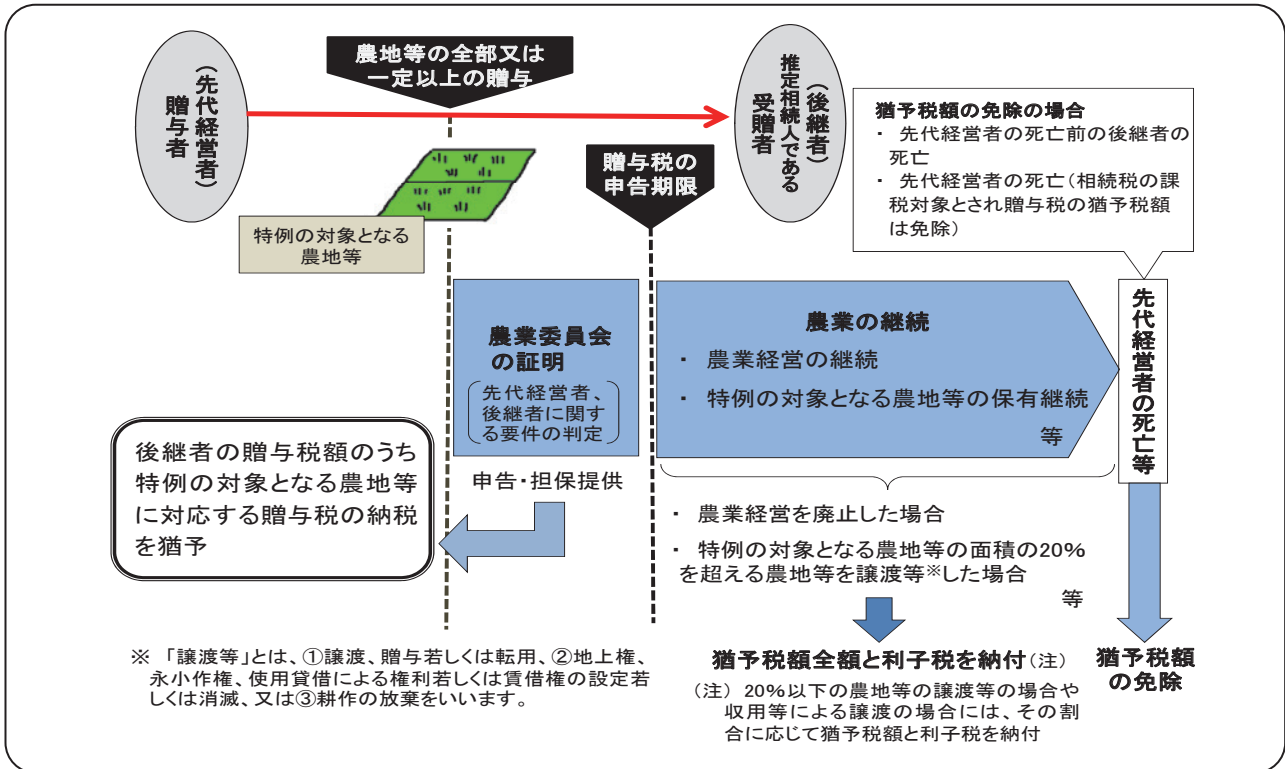
答： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結  
婚・子育て資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる  
日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）ま  
でに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、結婚・子育て資金非課税申告  
書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署  
長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課  
税」の特例の適用を受けることはできません。

（注） 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。  
したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

## 7 農地等についての納税猶予及び免除の特例

### (1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等(注1参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます)。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の前日に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません(77ページの(3)参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(注) 1 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます)におけるその農地を除きます)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます)並びに準農地をいいます。

2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市(首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます))をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます)をいいます。

3 都市営農農地等とは、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める農地又は採草放牧地をいいます。

(1) 平成30年1月1日から3月31日までに特例農地等を贈与により取得した場合

都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在し、生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がなされていないもの

(2) 平成30年4月1日から12月31日までに特例農地等を贈与により取得した場合

次のイ及びロに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの

イ 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(次に掲げるものを除きます。)

- (イ) 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの
  - (ロ) 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの
  - (ハ) 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの
  - (ニ) 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの
  - ロ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（イに掲げる農地を除きます。）
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

**(2) 適用要件**

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

**イ 贈与者の要件**

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

**ロ 受贈者の要件**

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。
4	農業委員会の証明の時において、効率的かつ安定的な農業経営の基準として、次のいずれかに該当する農業経営を行っていること。 ① 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。 ② 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。 ③ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想に定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

**ハ 農地等の要件**

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

**二 申告の手続**

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、58ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、9ページのハを参照してください。

#### ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

（注） 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

### (3) 農地等納税猶予税額の納付

#### イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農地等に民法第269条の2第1項の地上権の設定があった場合でその農地等において受贈者が引き続き耕作等を行うときや、農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合（平成30年4月1日以後に贈与により特例農地等を取得した場合には、生産緑地法の規定による特定生産緑地の指定の解除があった場合を含みます。）
7	特例農地等が都市計画の変更等により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（平成30年4月1日以後に贈与により特例農地等を取得した場合には、当該変更により田園住居地域内にある農地でなくなり、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合を除きます。）
8	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後10年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

#### ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\text{(算式)} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

#### ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例

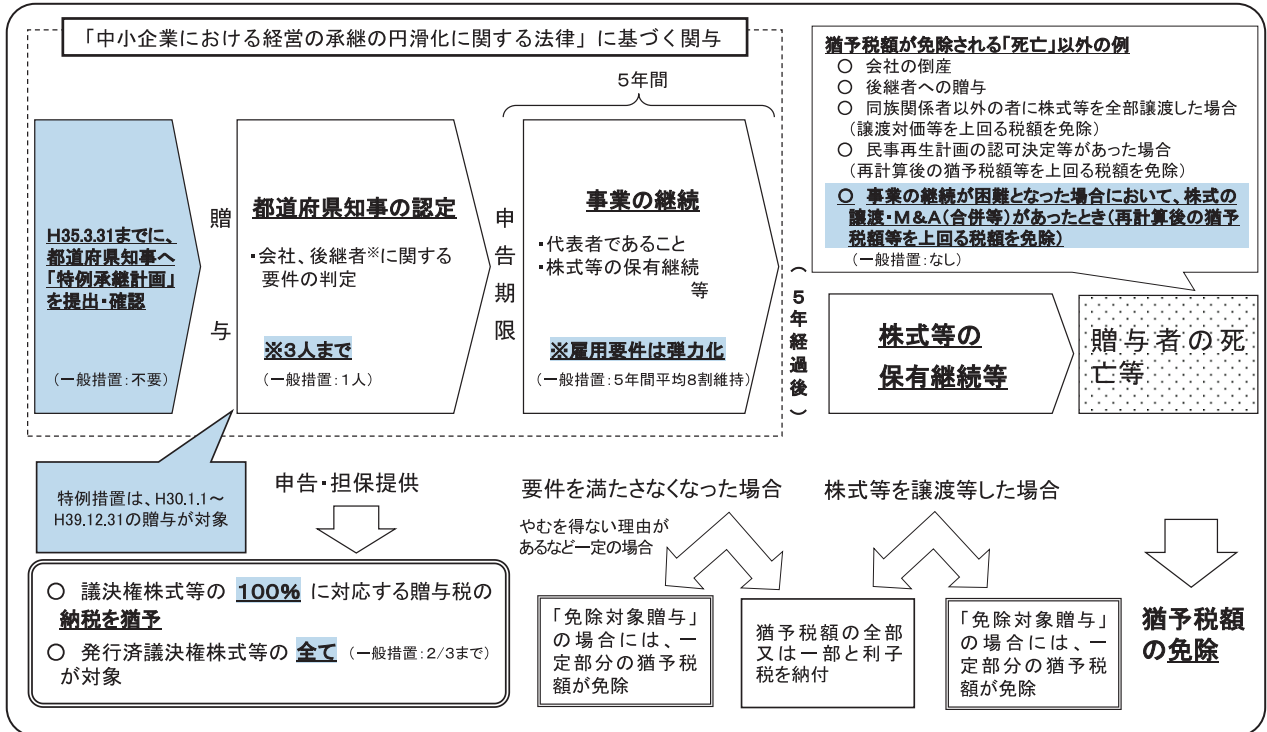
平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に、特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が0（零）に軽減されます。

なお、利子税の特例の適用を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

## 8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等

この特例等には、租税特別措置法第70条の7の5から第70条の7の8までの各規定による措置（「特例措置」といいます。）と租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの各規定による措置（「一般措置」といいます。）の2つの制度があり、その概要は、次の図のとおりです。

なお、特例措置については、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の制度とされています。



### (参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から平成35年3月31日まで】	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 【平成30年1月1日から平成39年12月31日まで】	なし
対象株数 <sup>(注1)</sup>	全株式 <sup>(注1)</sup>	総株式数 <sup>(注1)</sup> の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与: 100%、相続等: 80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 <sup>(注2)</sup>	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与 (租税特別措置法第70条の2の7等)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与 (相続税法第21条の9・租税特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限り、

2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

なお、この報告書及び確認書の写しは、継続届出書（84ページの1(2)へ参照）の添付書類とされており、これらの書類の提出がなかった場合には、納税の猶予に係る期限が確定することになりますので、ご注意ください。

1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）

【特例措置】

(1) 制度のあらまし

円滑化法の認定<sup>(注1、2)</sup>を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（「特例経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）を贈与により取得（平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初のこの制度の適用に係る贈与による取得<sup>(注3)</sup>）及びその取得の日から特例経営贈与承継期間<sup>(注4)</sup>の末日までの間に贈与税の申告期限が到来する贈与による取得に限ります。）をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例対象受贈非上場株式等<sup>(注5)</sup>に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され（猶予される贈与税額を「特例株式等納税猶予税額」といいます。）、贈与者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます（免除される主な場合については、次の「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」を参照してください。）。

ただし、免除されるまでに、特例対象受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

(注) 1 特例措置における「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号の事由に限ります。）をいいます。なお、円滑化法の認定を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を都道府県知事に対して行う必要があります。

また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第1号の規定に基づく都道府県知事の確認を受ける必要があります。

2 円滑化法の認定、特例承継計画の提出・確認のための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

3 特例経営承継受贈者が、その会社の非上場株式等について、最初に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得となります。

4 「特例経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 特例経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

5 「特例対象受贈非上場株式等」とは、贈与により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限ります。）で贈与税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるものをいいます。

◎ 特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

①	贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合（ただし、特例対象受贈非上場株式等は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされます。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。）
③	特例経営贈与承継期間内に、特例経営承継受贈者が、身体障害等のやむを得ない理由により、特例対象受贈非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定に基づき、特例対象受贈非上場株式等を会社の後継者に贈与した場合
④	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定に基づき会社の後継者に贈与をした場合
⑤	特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 イ 特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その特例経営承継受贈者と特別の関係がある者 <sup>(注2)</sup> 以外の一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画（再生計画の認可の決定に準ずる一定の計画を含みます。）に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。）で、その譲渡等があった時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額 <sup>(注3)</sup> と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき

	<p>ロ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その合併に際し、吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限り。）で、その合併が効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注3)</sup>と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ハ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（他の会社が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものであり、かつ、その株式交換等に際し、他の会社の株式等の交付がない場合に限り。）で、その株式交換等が効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(注3)</sup>と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p>
⑥	<p>特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例対象受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合</p>
⑦	<p>特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかに該当した場合（会社の事業の継続が困難な事由<sup>(注4)</sup>が生じた場合に限り。）（次ページの（参考）参照）<sup>(注5)</sup></p> <p>イ 特例経営承継受贈者が特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合（特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限り。）において、譲渡等の対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が譲渡等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ロ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものである場合に限り。）において、合併対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が合併の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ハ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例経営承継受贈者と特別の関係がある者以外のものである場合に限り。）において、交換等対価の額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が株式交換等の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p> <p>ニ 特例対象受贈非上場株式等に係る会社が解散をした場合において、解散の直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額をこの制度の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の贈与の時ににおける価額とみなして猶予税額を計算した金額と一定の配当等の額との合計額が解散の直前における特例株式等納税猶予税額に満たないとき</p>
⑧	<p>特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、特例対象受贈非上場株式等に係る会社について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において会社の有する資産につき一定の評定が行われた場合</p>

- (注)1 免除に際しては、①に該当することとなった日から6か月以内、②に該当することとなった日から10か月以内、③又は④に該当することとなった場合には、特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた会社の後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の期限内申告書を提出した日から6か月以内、⑤から⑦までのいずれかに該当することとなった日から2か月以内、⑧に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。なお、特例経営贈与承継期間内にこれらの事由に該当した場合には、円滑化法の報告が必要な場合もありますので、詳しくは会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。
- 2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます（以下①において同じです。）。
- 3 ⑤のイからハまでに掲げる場合における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額が、その譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額より小さい金額である場合には、その対価の額になります。
- 4 「会社の事業の継続が困難な事由」とは、次に掲げるものをいいます。
- (1) 直前事業年度（⑦イからニまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなった日の属する事業年度の前事業年度をいいます。）及びその直前の3事業年度（直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後にこれらの場合に該当することとなった場合には、2事業年度。（2）において同じです。）のうち2以上の事業年度において、その会社の経常損益金額がマイナスであること。
- (2) 直前事業年度及びその直前の3事業年度のうち2以上の事業年度において、各事業年度の平均総収入金額<sup>\*</sup>が、その各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。
- ※ 「平均総収入金額」とは、総収入金額（総収入金額のうち営業外収益及び特別利益以外のものをいいます。）をその総収入金額に係る事業年度の月数で除して計算した金額をいいます（以下③において同じです。）。
- (3) 次に掲げる事由のいずれか（直前事業年度の終了の日の翌日以後6月を経過する日後に⑦イからニまでのいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、イに掲げる事由）に該当すること。



- イ その会社の直前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額  $\geq$  直前事業年度の平均総収入金額  $\times 6$
- ロ その会社の直前事業年度の前事業年度の終了の日における負債の帳簿価額  $\geq$  直前事業年度の 前事業年度の 平均総収入金額  $\times 6$

(4) 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

- イ 判定期間\*における業種平均株価 < 前判定期間における業種平均株価
- ロ 前判定期間における業種平均株価 < 前々判定期間における業種平均株価

※ 「判定期間」とは、その会社の直前事業年度の終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいいます。

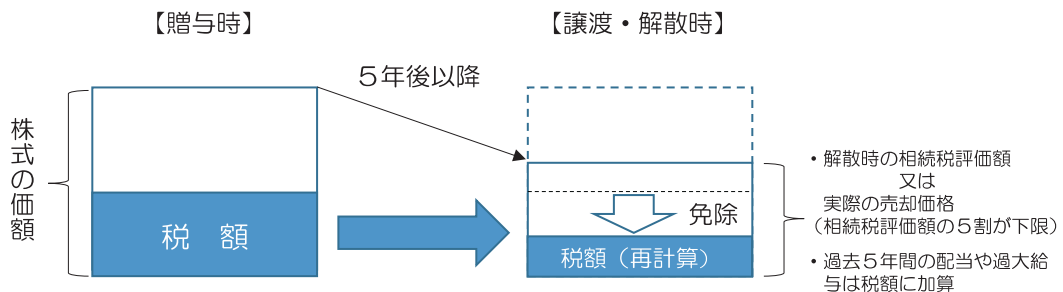
(5) 特例経営承継受贈者が心身の故障その他の事由により会社の業務に従事することができなくなったこと。

5 ⑦のイからハまでに掲げる場合における譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額が、その時の特例対象受贈非上場株式等の価額の2分の1以下である場合には、その2分の1の金額が限度となります。なお、この場合には、譲渡等の時から2年を経過する日において譲渡等の時に雇用されていた者の半数以上の雇用が維持されているなど、その譲渡等に係る会社の事業が継続されているときには、その経過する日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出することにより、実際の対価の額に基づき計算した猶予税額との差額が、追加で免除される措置があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6 一定の災害により被害を受けた一定の特例対象受贈非上場株式等に係る会社等については、特例株式等納税猶予税額が免除される措置があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

### (参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の特例株式等納税猶予税額の免除について

特例経営贈与承継期間の経過後に、会社の事業の継続が困難な事由（前ページの(注)4参照）が生じた場合において「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る非上場株式等の譲渡等をしたとき（前ページの表⑦欄のイからニ参照）は、その対価の額（原則として譲渡等の時の価額の2分の1が限度になります。上記(注)5参照）を基に猶予税額を再計算し、再計算した税額と一定の配当等の金額との合計額が直前の特例株式等納税猶予税額に満たない場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。



### (2) この制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

#### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	<p>イからニまでの要件を全て満たすこと</p> <p>イ 贈与の直前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること</p> <p>ロ 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、特例経営承継受贈者となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと</p> <p>ハ 贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと</p> <p>ニ 贈与の時ににおいて会社の代表権を有していないこと</p>

②	贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がいる場合 イ 会社の非上場株式等について、この制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている者 ロ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
	要件

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（次のロにおいて同じです）。  
2 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のロ及びハにおいて同じです）。

#### ロ 特例経営承継受贈者の要件

特例経営承継受贈者は、贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取得した者で、次のいずれにも該当する人<sup>(注1)</sup>であること。

①	贈与の日において20歳以上であること
②	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していること
③	贈与の時ににおいて、その者及びその者と特別の関係がある者が会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有していること
④	次のイ又はロの場合に応じ、それぞれの要件を満たすこと <sup>(注2)</sup> イ その非上場株式等を取得した者が1人の場合 贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その者と特別の関係がある者（その者以外のこの制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。）のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと ロ その非上場株式等を取得した者が2人又は3人の場合 贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数が、会社の総株主等議決権数の10%以上であること及びその者と特別の関係がある者のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと
	⑤
⑥	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員 <sup>(注3)</sup> であること
⑦	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けていないこと
⑧	円滑化省令第17条第1項の確認（同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた会社のその確認に係る円滑化省令第16条第1号ロに規定する特例後継者であること

- (注) 1 該当する人が2人又は3人以上ある場合には、その会社が定めた2人又は3人までに限ります。  
2 ④のイ又はロのいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。  
3 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます。

#### ハ 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること
②	贈与の時ににおいて常時使用する従業員の数が1人以上であること なお、この制度の対象となる会社の特別関係会社 <sup>(注1)</sup> が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 <sup>(注2)</sup> には、常時使用する従業員の数が5人以上であること
③	資産管理会社 <sup>(注3)</sup> に該当しないこと
④	風俗営業会社 <sup>(注4)</sup> に該当しないこと
⑤	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）が零を超えること <sup>(注5)</sup>
⑥	租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号イからハまでに掲げる者（上記イ②に掲げる者）以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと
⑦	中小企業者 <sup>(注6)</sup> であること

⑧	贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、贈与の時におけるその資産の価額 <sup>(注7)</sup> の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上とならないこと
⑨	会社の特定特別関係会社 <sup>(注8)</sup> が非上場会社に該当すること
⑩	会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと
⑪	会社の特定特別関係会社が中小企業者であること

- (注) 1 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいい、特例対象受贈非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者の親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。
- 2 その会社又はその会社との間に支配関係（その会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式等を有する場に限りま
- 3 「資産管理会社」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第3号又は第4号において準用する同法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社や贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間内のいずれかの事業年度におけるこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。
- なお、①贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、②贈与の時に特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と生計を一にする親族以外の常時使用する従業員の数が5人以上であること、③贈与の時にその会社が④の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（下記(3)において同じです。）。
- 4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 5 贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。
- 6 「中小企業者」とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
- 7 その会社が贈与の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいい、特例対象受贈非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者と生計を一にする親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

## 二 特例対象贈与の要件

この特例の適用を受けるためには、次表の区分に応じた一定数以上の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

①	特例経営承継受贈者が1人の場合	
	要件	次のイ又はロの区分に応じ、それぞれの数の贈与
		イ $a \geq b \times \frac{2}{3} - c$ の場合
ロ $a < b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「a」の全ての贈与	
②	特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合	
	要件	次のイ及びロを満たす数の非上場株式等の贈与
	イ	$d \geq b \times \frac{1}{10}$
	ロ	$d > e$

- (注) 1 ①又は②のいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。
- 2 上記の表の算式中の符号は次のとおりです。  
「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「b」… 贈与の時における会社の発行済株式等の総数  
「c」… 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「d」… 贈与直後におけるそれぞれの特例経営承継受贈者の保有する会社の非上場株式等の数  
「e」… 贈与直後における贈与者の保有する会社の非上場株式等の数
- 3 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、持分会社の場合も上記に準じます。

## ホ 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保**（特例対象受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

- (注) 1 申告に当たっては、61～63ページに掲載されているチェックシートを使用してください。
- 2 特例対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、特例株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
- 3 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。  
なお、株券が発行されていない場合には、次に掲げる書類を提出することにより、株券を発行することなく非上場会社の株式を担保として提供することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

株券が発行されていない場合の担保関係書類	
・	受贈者が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書
・	印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの）
※	質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。

## ヘ 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている特例経営承継受贈者は、特例株式等納税猶予税額が免除されるまで又は特例株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**特例経営贈与承継期間内は毎年、特例経営贈与承継期間の経過後は3年ごとに**、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及び特例対象受贈非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した届出書（この届出書を「**継続届出書**」といいます。）に、**一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切れ、特例株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。**

## (3) 特例株式等納税猶予税額の納付

### イ 特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、特例株式等納税猶予税額の免除事由に該当する場合等を除き、原則として次の表に掲げる場合等に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で特例株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

(主な場合)

a	特例対象受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
b	特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
c	会社が資産管理会社に該当した場合
d	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

## ロ 利子税

前ページのイにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合<sup>(※)</sup>が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）が適用されます。

(算式)

$$3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^{(※)}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

## ハ 特例経営贈与承継期間の経過後に特例株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

特例経営贈与承継期間の経過後に、前ページのイに該当（一定の事由に限りません。）し、特例株式等納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、特例経営贈与承継期間の利子税の割合が年零パーセントに軽減されます。

## 2 納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける特例経営承継受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

(注) 特例経営承継受贈者が贈与者からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時に当該贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

## 3 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)【一般措置】

### (1) 制度のあらまし

円滑化法の認定<sup>(注1)</sup>を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から当該非上場会社の非上場株式等を贈与により取得（経営贈与承継期間<sup>(注2)</sup>の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限りません。）をし、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、対象受贈非上場株式等<sup>(注3)</sup>に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この株式等納税猶予税額は、贈与者が死亡した場合等に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、対象受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この制度は、贈与者から贈与により取得をした対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等について、この制度の適用を受けている他の経営承継受贈者又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営承継相続人等若しくは「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている経営相続承継受贈者がある場合（この制度の適用を受けようとする人が、経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者又は租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限りません。）若しくは同法第70条の7の2第16項（第2号に係る部分に限りません。）の規定の適用に係る贈与により会社の株式等の取得をした人である場合を除きます。）には、適用を受けることはできません。

(注) 1 一般措置における「円滑化法の認定」とは、円滑化法第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第7号又は第9号の事由に限りません。）をいいます。

なお、都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を行う必要があります。この認定を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは

経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 3 「対象受贈非上場株式等」とは、贈与により取得した非上場株式等（議決権に制限のないものに限ります。）で贈与税の申告書にこの制度の適用を受けようとする旨の記載があるもの（一定の部分に限られます。87ページの(2)ニ参照）をいいます。

### ◎ 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合

この制度に係る株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合については、会社の事業の継続が困難な事由が生じた場合に係る免除事由（80ページの⑦）を除いて、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る免除事由（79ページの「特例株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される主な場合」参照）と同様です。詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) この制度の適用を受けるための要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

#### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	下記②以外の場合
要件	イからニまでの要件を全て満たすこと イ 贈与の直前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること ロ 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、経営承継受贈者となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと ハ 贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと ニ 贈与の時ににおいて会社の代表権を有していないこと
②	この制度の適用を受けようとする者が、次に掲げる者のいずれかに該当する場合 イ 会社の非上場株式等について、この制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている者 ロ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 租税特別措置法施行令第40条の8の2第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
要件	贈与の時ににおいて会社の代表権を有していないこと

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます。  
2 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます（次のロにおいて同じです。）  
3 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のロにおいて同じです。）

#### ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取った者で、次のいずれにも該当する人<sup>(注)</sup>であること。

①	82ページの1(2)ロ（「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る特例経営承継受贈者の要件）①～③、⑤及び⑥
②	贈与の時ににおいて、その者が保有する会社の議決権数が、その者及びその者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していること
③	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けていないこと

(注) 該当する人が2人以上ある場合には、その会社が定めた1人に限ります。

## ハ 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	82～83ページの①(2)ハ（「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る会社の要件）①～⑤及び⑦～⑩
②	経営承継受贈者以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと

## ニ 対象贈与の要件等

この制度の適用を受けるには、次表の区分に応じ、それぞれ一定数以上の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この制度の対象となる非上場株式等の数については、次表の区分に応じた数が、それぞれ限度となります。

	区分	贈与を受ける数の要件	対象となる非上場株式等の限度数
①	$a \geq b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「 $b \times \frac{2}{3} - c$ 」以上の数の贈与	$b \times \frac{2}{3} - c$
②	$a < b \times \frac{2}{3} - c$ の場合	「a」の全ての贈与	a

- (注) 1 上記の表の算式中の符号は次のとおりです。  
「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数  
「b」… 贈与の時に会社の発行済株式等の総数  
「c」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数  
2 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、ます。  
3  $b \times \frac{2}{3}$  の計算において1株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。  
4 持分会社の場合も、上記に準じます。

## ホ 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出**するとともに株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（対象受贈非上場株式等であっても差し支えありません。）を**提供**する必要があります。

- (注) 1 申告に当たっては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されている「(平成30年1月1日以降用)非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（一般措置）の適用要件チェックシート」等を使用してください。  
2 対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。  
3 非上場会社の株式を担保として提供する場合の手続等については84ページの①(2)ホを参照してください。

## ヘ 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている経営承継受贈者についても、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」と同様に**継続届出書の提出が必要**となります。詳しくは84ページの①(2)へを参照してください。

## (3) 株式等納税猶予税額の納付

### イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

株式等納税猶予税額を納付しなければならない主な場合は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」に係る場合（84ページの①(3)イ）と同様のもののほか、「従業員数確認期間<sup>(注1)</sup>の末日において、当該期間の平均で、この制度又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る最初の贈与又は相続開始時の雇用の8割<sup>(注2)</sup>を維持できなかった場合」<sup>(注3)</sup>が該当します。

なお、これらの場合の納付期限及びその他の株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については、税務署にお尋ねください。

- (注) 1 「従業員数確認期間」とは、対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等についてこの制度又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるために提出する最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。  
2 8割の計算に当たり1人未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とし、その贈与又は相続開始時の常時使用する従業員の数が1人であるときは、1人とされます。  
3 この場合に該当することでその贈与税額を納付することとなった場合において、納税猶予の期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由があるなど、一定の要件を満たしているときには、申請により、延納が認められます。詳しくは税務署にお尋ねください。

### ロ 利子税

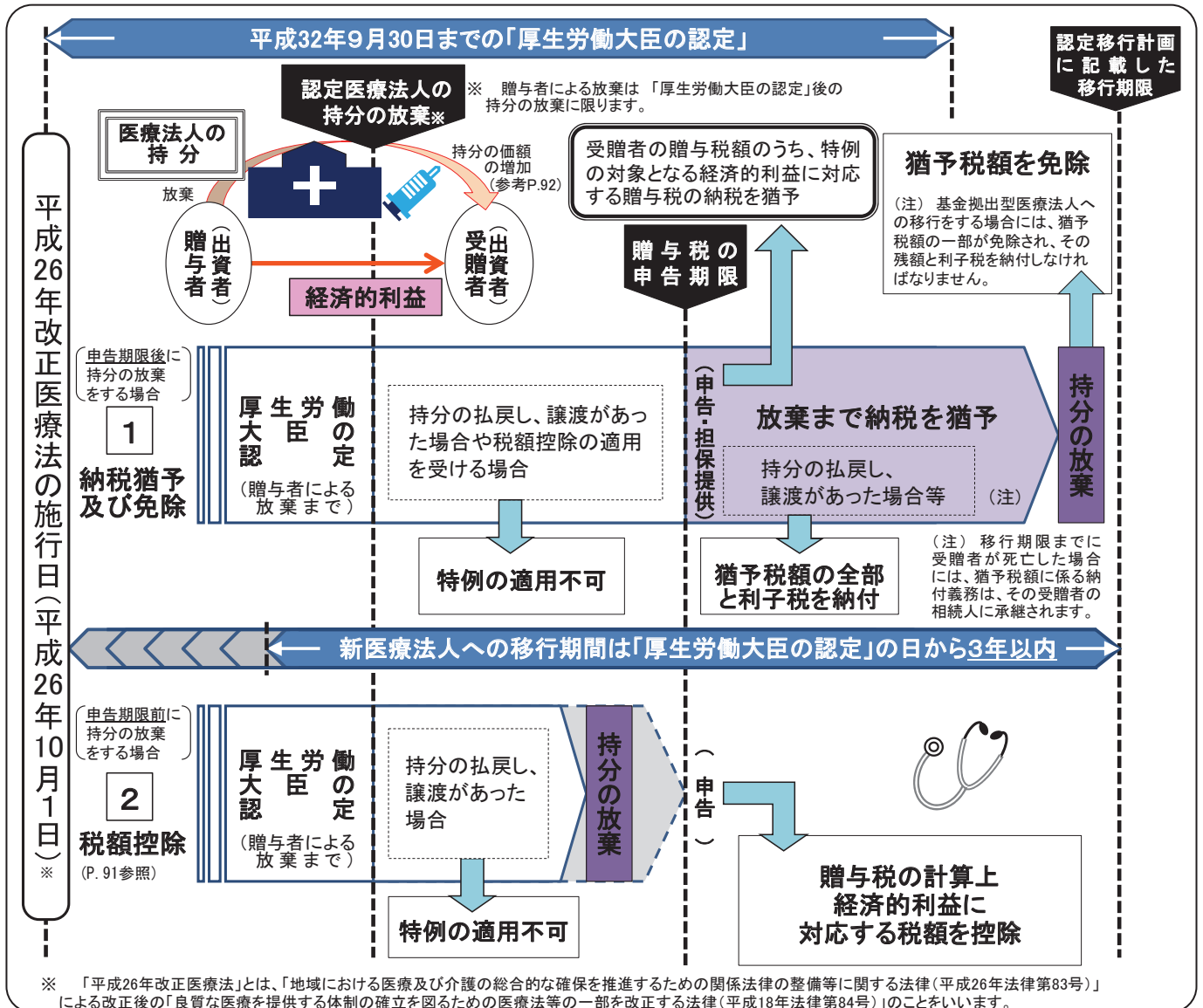
85ページの①(3)ロを参照してください。

## ハ 経営贈与承継期間の経過後に株式等納税猶予税額を納付する場合の利子税の特例

85ページの①(3)ハを参照してください。

## 9 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例

特例の概要は、次の図のとおりです。



### 1 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

#### (1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人(受贈者)に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益(11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。)の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。)

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

#### ◎ 医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき(一定の場合を除きます。)には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

区分	届出により免除される額
① 認定医療法人の持分の全てを放棄 <sup>※1</sup> した場合	医療法人持分納税猶予税額(全額)
② 認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 <sup>※1</sup> し、その残余の部分 <sup>※2</sup> をその基金拠出型医療法人の基金として拠出 <sup>※2</sup> したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄届出書(医療法施行規則附則様式7)」を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。



2 基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」(91ページ)の適用を受ける場合

(注)1 「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。)附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成26年10月1日)から平成32年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限ります。

「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定をいい、「医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する経過措置医療法人(平成19年4月1日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第1項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。)をいいます。

2 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人(社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。)への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して3年を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

3 「基金拠出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第2項第1号ハに規定する基金拠出型医療法人をいいます。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

### イ 贈与者の要件

認定医療法人(贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。ロ及びハにおいて同じです。)の持分を有していた人であること。

### ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人(贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。)であること。

### ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

## 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、次の表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内(6ページ参照)に提出するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保(この特例の適用に係る認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。)を提供する必要があります。

添付書類	
1	認定医療法人の定款の写し(厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類)
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し

(注) 受贈者が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類	
・	受贈者が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書
・	印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの）
・	特例の適用に係る認定医療法人が、受贈者が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の6第1項第3号に規定する書類

### (3) 医療法人持分納税猶予税額の納付

#### イ 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

##### ◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

##### ◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拋出型医療法人への移行をする場合において、受贈者が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき

#### ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合※が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

(算式)

$$6.6\% \quad \times \quad \frac{\text{特例基準割合} (\%) }{7.3\%}$$

※ 特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

#### (4) 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その受贈者の相続人が承継することになります（死亡した受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

## 2 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例

### (1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（(注)※1参照）したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額を控除します（贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合

(注) 「医療法人持分税額控除額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

区 分		税額控除額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄 <sup>※1</sup> した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄 <sup>※1</sup> し、その残余の部分とその基金拋出型医療法人の基金として拋出 <sup>※2</sup> したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拋出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1 厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式7）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

2 基金として拋出した額に対応する部分の贈与税額は税額控除の対象となりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

#### イ 贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限り、口及びハにおいて同じです。）の持分を有していた人であること。

#### ロ 受贈者の要件

認定医療法人の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）で、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（上記(1)の(注)※1参照）した人であること。

#### ハ 特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

### 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出する必要があります。

添 付 書 類	
1	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し
4	受贈者が認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
5	受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し
6	(1)の(注)②の場合（認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を経営基金として拋出したとき）に限ります。 基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

## 10 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例

### (1) 特例の概要

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、その持分の価額の増加による経済的利益について、相続税法第9条（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益を受けた時に、その利益を贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす規定をいいます。）の適用がある場合において、9の①医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（88ページ）又は②医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（91ページ）のいずれかの特例の適用を選択したときは、その経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により受けたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続税法第19条第1項の規定（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の規定をいいます。）は適用されず、相続税の課税価格に加算されません。

(注)1 この特例は、受贈者が、上記9の①又は②のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

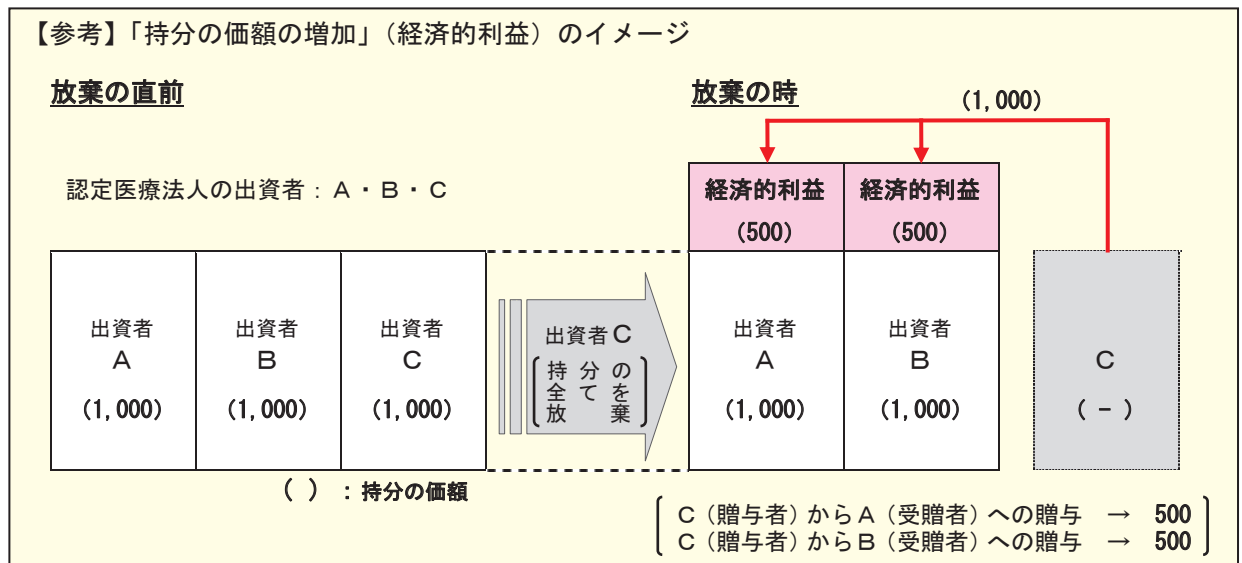
なお、受贈者が上記9の①の特例を選択する場合には、特例の適用に係る医療法人が贈与税の申告期限において、認定医療法人でなければなりません。また、受贈者が上記9の②の特例を選択する場合には、受贈者がその医療法人の持分の放棄をするときにおいて、その医療法人が認定医療法人でなければなりません。

2 この特例の適用を受ける場合には、遺言により持分が放棄され、医療法人の持分に係る経済的利益を遺贈で取得したとみなされる場合であっても、その経済的利益は贈与により受けたものとみなされ、死亡した「医療法人の持分を有する人」は「贈与者」と、その経済的利益を受けた「医療法人の持分を有する他の人」は「受贈者」として、上記9の①又は②の特例の適用を受けることとなります。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、上記9の①又は②の特例の適用を選択する旨を記載の上、その特例の適用に必要な書類（89ページ又は91ページの申告の手続をご参照ください。）を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に提出する必要があります。上記のほか、この特例の適用要件の詳細については、税務署にお尋ねください。



## 11 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例

### ○ 特例の概要

認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成29年10月1日）から平成32年9月30日までの間に厚生労働大臣の認定（89ページの（注1）参照）を受けた医療法人に限ります。）の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄（認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人（89ページの（注2）参照）への移行をする場合におけるその移行の基因となる放棄に限り、遺言による放棄を除きます。）をしたことにより、その認定医療法人が経済的利益（11ページの「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」の「6」の利益をいいます。）を受けた場合であっても、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して提出したときは、その経済的利益について、贈与税は課税されません。**

添付書類	
1	医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
2	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
3	認定医療法人の認定移行計画の写し
4	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
5	厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」の写しなどで、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があったことを明らかにする書類

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### 《厚生労働大臣の認定が取り消された場合の修正申告等について》

この特例の適用を受けて平成30年分の贈与税の申告をした認定医療法人（その認定医療法人が合併により消滅した場合には、その合併によりその認定医療法人の権利義務の全てを承継した医療法人）が、贈与税の申告書の提出期限（6ページ参照）からその認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、平成18年医療法等改正法附則第10条の4第2項又は第3項の規定により厚生労働大臣の認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして、その経済的利益について贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、その厚生労働大臣の認定が取り消された日の翌日から2か月以内に、平成30年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、その期限内にその修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなりません。

なお、この場合における認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした人の異なるごとに、その放棄をした人の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額となります。

## 12 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

### (1) 特例の概要

特定贈与者（6ページの3（注2）参照）から相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、その特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第69条の5の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について5%減額する特例です。）を受けるためには、**贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に、贈与税の申告書に次ページの（3）の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。**

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第11条第5項（森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条の規定により読み替えて適用される場合及び森林法第9条第2項又は第3項において読み替えて適用される森林法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第11条第1項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。）であ

ること。

(注) 森林経営計画には、森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第1項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

### (3) 届出等の手続

この届出をするためには、**贈与税の申告書の提出期間内**（6ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（97ページ参照）と35ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

(注) 「相続時精算課税選択届出書」及び35ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成29年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添付書類	
1	平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	2の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

## 13 災害により被害を受けた場合

### (1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

### (2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

特定非常災害発生日（注）の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。（3）において同じです。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

(注)1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます（(3)において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

### (3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発生日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前である場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

○ 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用に係る災害に関する税制上の措置については、それぞれの特例の概要を参照してください。